

市道の認定について

次のとおり市道の路線を認定する。

2020年（令和2年）9月1日提出

藤沢市長

鈴木恒夫

整理 番号	路線名	起 点	幅員 m	延長 m
		終 点		
1	鵜沼 942号線	鵜沼桜が岡二丁目6803番432地先	4.4 ～ 4.5	33.9
		鵜沼桜が岡二丁目6803番438地先		
2	辻堂 675号線	辻堂元町二丁目2608番6地先	4.5	26.2
		辻堂元町二丁目2608番1地先		
3	辻堂 676号線	辻堂東海岸二丁目3番111地先	5.0	33.8
		辻堂東海岸二丁目3番118地先		
4	村岡 585号線	柄沢字宮之下554番18地先	4.5	18.1
		柄沢字宮之下554番13地先		
5	村岡 586号線	柄沢二丁目21番15地先	4.5	17.8
		柄沢二丁目21番12地先		
6	善行 651号線	立石一丁目3029番9地先	5.0 ～ 6.0	48.9
		立石一丁目3034番34地先		
7	善行 652号線	立石一丁目3050番口地先	1.8 ～ 1.9	75.6
		立石一丁目3026番イ地先		

8	六会	亀井野字山之神西 2 8 4 6 番 1 9 地先	4.5	26.5
	9 0 3 号線	亀井野字山之神西 2 8 4 6 番 1 6 地先		
9	長後	長後字上原 1 2 5 9 番 5 地先	4.5	29.8
	9 2 9 号線	長後字上原 1 2 5 9 番 1 0 地先		
10	長後	高倉字小栗 2 3 0 番 1 地先	6.0	59.5
	9 3 0 号線	高倉字小栗 2 3 0 番 4 地先		
11	長後	長後字下分 3 5 3 番 1 地先	5.0	74.0
	9 3 1 号線	長後字下分 3 5 0 番 4 地先		
12	御所見	宮原字中原 3 3 3 3 番 5 地先	1.2 ～ 4.2	140.9
	1 1 4 2 号線	宮原字中原 3 3 2 9 番 1 地先		
13	立石 2 号	立石一丁目 3 0 2 9 番 2 0 地先	2.0	10.6
	歩行者専用道	立石一丁目 3 0 3 4 番 3 2 地先		

提案理由

鶴沼 9 4 2 号線ほか 1 2 路線を認定したいので、道路法第 8 条第 2 項の規定により提出する。

参 考

道路法 抜粋

(市町村道の意義及びその路線の認定)

第 8 条 第 3 条第 4 号の市町村道とは、市町村の区域内に存する道路で、市町村長がその路線を認定したものをいう。

- 2 市町村長が前項の規定により路線を認定しようとする場合においては、あらかじめ当該市町村の議会の議決を経なければならない。

(路線の廃止又は変更)

第10条 都道府県知事又は市町村長は、都道府県道又は市町村道について、一般交通の用に供する必要がなくなつたと認める場合においては、当該路線の全部又は一部を廃止することができる。路線が重複する場合においても、同様とする。

- 2 都道府県知事又は市町村長は、路線の全部又は一部を廃止し、これに代わるべき路線を認定しようとする場合においては、これらの手続に代えて、路線を変更することができる。

- 3 第7条第2項から第8項まで及び前条の規定は前2項の規定による都道府県道の路線の廃止又は変更について、第8条第2項から第5項まで及び前条の規定は前2項の規定による市町村道の路線の廃止又は変更について、それぞれ準用する。